

砂川市訓令第42号
令和4年7月1日

令和4年度砂川市子育て支援給付金（ひとり親世帯以外分）支給事業実施要綱を次のように定める。

砂川市長 善 岡 雅 文

（ 別 紙 ）

令和4年度砂川市子育て支援給付金（ひとり親世帯以外分）支給事業実施要綱

（趣旨）

第1条 この訓令は、新型コロナウイルス感染症の影響等を踏まえ、令和4年度の砂川市低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外分）の支給対象者（以下「支給対象者」という。）に対し、経済的な負担を軽減するため市が独自に行う令和4年度砂川市子育て支援給付金（ひとり親世帯以外分）（以下「給付金」という。）の支給事業に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この訓令において使用する用語の意義は、砂川市低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外分）支給事業実施要綱（令和4年訓令第 号。以下「ひとり親世帯以外分給付金要綱」という。）で使用する用語の例による。

（給付金の支給等）

第3条 市は、支給対象者に対し、給付金を支給する。

2 支給対象者に対して支給する給付金の金額は、対象児童1人につき5万円とする。

（申請不要の支給）

第4条 申請不要の支給は、ひとり親世帯以外分給付金要綱第5条の規定を準用する。この場合において、同条第1項に規定する受給拒否の届出がなかった支給対象者は、給付金の受給についても拒否していないものとみなす。

（申請による支給）

第5条 申請による支給は、ひとり親世帯以外分給付金要綱第6条から第9条までの規定を準用する。この場合において、ひとり親世帯以外分給付金要綱第6条第1項の給付金（ひとり親世帯以外分）申請書を提出した者は、給付金の申請を行ったものとみなす。

（給付金の支給等に関する周知）

第6条 給付金の支給等に関する周知は、ひとり親世帯以外分給付金要綱第10条の規定を準用する。

（申請が行われなかった場合等の取扱い）

第7条 申請が行われなかった場合等の取扱いは、ひとり親世帯以外分給付金要綱第11条の規定を準用する。

(不当利得の返還)

第8条 不当利得の返還は、ひとり親世帯以外分給付金要綱第12条の規定を準用する。

(受給権の譲渡又は担保の禁止)

第9条 受給権の譲渡又は担保の禁止は、ひとり親世帯以外分給付金要綱第13条の規定を準用する。

(その他)

第10条 この訓令に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、令和4年7月1日から施行する。

(この訓令の失効)

2 この訓令は、令和5年4月30日限り、その効力を失う。